

新潟市告示第 15 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 11 日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
市道	広小路通線	新潟市中央区東堀通九番町 1391 番 2 地先から 新潟市中央区並木町 2394 番 3 地先まで	平成 20 年 1 月 11 日